

平成30年 9 月13日開会

平成30年 9 月徳島県議会定例会議案

目 次

第	1	号	平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）	1頁
第	2	号	平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	9
第	3	号	平成30年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	11
第	4	号	地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について	13
第	5	号	徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例の一部改正について	15
第	6	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	17
第	7	号	平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	19
第	8	号	平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	23
第	9	号	平成30年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	25
第	10	号	平成30年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	27
第	11	号	平成30年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	31
第	12	号	平成30年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について	33
第	13	号	平成30年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	35
第	14	号	広域農道工事新築橋上部工の請負契約について	37
第	15	号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	39
第	16	号	徳島県警察駐在所整備等PFI事業の特定事業契約について	41
第	17	号	教育用パソコンの購入契約について	43
第	18	号	調停の申立てについて	45
第	19	号	平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	47
第	20	号	平成29年度徳島県病院事業会計決算の認定について	49
第	21	号	平成29年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	51

第 22 号	平成29年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	53頁
第 23 号	平成29年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	55
第 24 号	平成29年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	57
報告第 1 号	徳島県病院事業会計継続費精算報告書について	59
報告第 2 号	徳島県電気事業会計継続費精算報告書について	61
報告第 3 号	平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告について	63
報告第 4 号	平成29年度決算に係る資金不足比率の報告について	65
報告第 5 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	67
報告第 6 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	69
報告第 7 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果について	71

第 1 号

平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

平成30年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,253,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,948,968千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年9月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 59,827,337	千円 112,848	千円 59,940,185
	1 国庫負担金	30,713,020	7,160	30,720,180
	2 国庫補助金	28,150,439	105,688	28,256,127
11 寄附金		226,609	6,500	233,109
	1 寄附金	226,609	6,500	233,109

12 繰入金		87,213,902	1,776,747	88,990,649
	2 基金繰入金	22,925,181	1,776,747	24,701,928
13 繰越金		1,371,878	6,359,178	7,731,056
	1 繰越金	1,371,878	6,359,178	7,731,056
14 諸収入		16,965,268	7,590	16,972,858
	7 雑入	3,577,659	7,590	3,585,249
15 県債		54,165,000	1,991,000	56,156,000
	1 県債	54,165,000	1,991,000	56,156,000
歳入合計		487,695,105	10,253,863	497,948,968

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 24,717,043	千円 5,669,550	千円 30,386,593
	1 総務管理費	12,788,395	4,525,579	17,313,974
	2 企画費	4,500,951	1,071,500	5,572,451
	3 徴税費	2,452,791	12,187	2,464,978
	6 防災費	1,478,351	59,856	1,538,207

	8 人 事 委 員 会 費	135,717	428	136,145
3 民 生 費		61,963,429	726,744	62,690,173
	1 社 会 福 祉 費	45,401,061	542,245	45,943,306
	2 児 童 福 祉 費	11,600,899	184,499	11,785,398
4 衛 生 費		28,633,893	1,198,833	29,832,726
	1 公 衆 衛 生 費	5,745,587	39,649	5,785,236
	2 環 境 衛 生 費	2,743,337	1,656	2,744,993
	3 保 健 所 費	1,343,632	26,477	1,370,109
	4 医 薬 費	9,913,265	1,131,051	11,044,316
5 勞 働 費		5,449,857	15,977	5,465,834
	2 職 業 訓 練 費	1,056,526	15,977	1,072,503
6 農 林 水 産 業 費		31,516,474	654,644	32,171,118
	1 農 業 費	5,521,672	9,830	5,531,502
	3 畜 産 業 費	851,249	34,114	885,363
	4 農 地 費	10,894,888	197,200	11,092,088
	5 林 業 費	11,067,635	410,500	11,478,135
	6 水 産 業 費	2,157,565	3,000	2,160,565

7 商 工 費		65,951,356	133,948	66,085,304
	1 商 業 費	59,929,865	1,000	59,930,865
	2 工 鉦 業 費	4,602,650	848	4,603,498
	3 観 光 費	1,418,841	132,100	1,550,941
8 土 木 費		49,523,824	1,055,843	50,579,667
	1 土 木 管 理 費	4,441,448	36,711	4,478,159
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,465,494	400,000	22,865,494
	3 河 川 海 岸 費	13,800,924	600,000	14,400,924
	4 港 湾 費	3,272,932	2,332	3,275,264
	6 住 宅 費	1,444,327	16,800	1,461,127
9 警 察 費		21,441,256	202,364	21,643,620
	1 警 察 管 理 費	19,333,777	202,364	19,536,141
10 教 育 費		84,487,737	595,960	85,083,697
	1 教 育 総 務 費	14,586,537	43,646	14,630,183
	4 高 等 学 校 費	18,256,901	517,260	18,774,161
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,086,937	268	7,087,205
	6 社 会 教 育 費	2,697,313	34,300	2,731,613

	7 保 健 体 育 費	1,774,008	486	1,774,494
歳 出	合 計	487,695,105	10,253,863	497,948,968

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
市町村当初予算決算見込分析業務システム等改修業務委託契約	平成31年度	720千円
税務電算システム再構築準備事業業務委託契約	平成31年度	2,200千円
女性相談管理システム改修業務委託契約	平成31年度	350千円
児童相談管理システム改修業務委託契約	平成31年度	350千円
児童福祉費負担金システム改修業務委託契約	平成31年度	409千円
文学書道館収蔵品管理システム改修業務委託契約	平成31年度	864千円
産業廃棄物処理施設審査強化業務委託契約	平成31年度	8,590千円
大気汚染常時監視システム改修業務委託契約	平成31年度	465千円
県営住宅管理事業工事請負契約	平成31年度	15,000千円
県立高等学校版備品管理システム改修業務委託契約	平成31年度	114千円
公立小中学校旅費計算システム改修業務委託契約	平成31年度	59千円

学校保健統計システム改修業務委託契約	平成31年度	78千円
--------------------	--------	------

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業事業	千円 3,900	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
畜産事業	17,600			
計	21,500			

2 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
総務管理事業	千円 1,085,000	千円 1,099,900
防災事業	7,000	17,000
社会福祉事業	167,000	181,000
保健所事業	32,000	48,800
職業訓練事業	27,000	37,900
農地事業	2,551,000	2,701,000
林業治山事業	2,261,000	2,671,000

観光事業	44,000	48,000
道路橋りょう事業	8,454,000	8,604,000
河川海岸事業	6,731,000	7,314,000
港湾事業	740,000	742,200
警察関係事業	830,000	918,400
教育総務事業	2,200,000	2,228,300
高等学校整備事業	997,000	1,454,000
社会教育事業	154,000	184,000
計	54,165,000	56,134,500

第 2 号

平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,975,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 71,959,136	千円 15,972	千円 71,975,108
	2 国庫支出金	22,948,939	15,972	22,964,911
歳 入	合 計	71,959,136	15,972	71,975,108

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 71,959,136	千円 15,972	千円 71,975,108
	1 国民健康保険事業費	71,790,712	15,972	71,806,684
歳 出	合 計	71,959,136	15,972	71,975,108

第 3 号

平成30年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成30年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(4) 建設改良工事	吉野川北岸工業用水道改良工事	376,885千円	391,885千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	1,054,017千円	3,000千円	1,057,017千円
第1項 営業費用	996,266千円	3,000千円	999,266千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額610,972千円」を「不足する額625,972千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,759千円及び過年度分損益勘定留保資金579,213千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,870千円及び過年度分損益勘定留保資金593,102千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	620,974千円	15,000千円	635,974千円
第1項 建設改良費	438,741千円	15,000千円	453,741千円

平成30年9月13日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第四号

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年九月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

第一条中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改め、「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第二条の見出しを「(事業税の課税免除等)」に改め、同条第一項中「法第五条第十八項」を「知事は、法第五条第十八項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「前日まで」の下に「。次条において同じ。」を加え、「ついで」を「ついで」に、「の税率は、徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号。以下「県税条例」という。）第二十條の十七及び第二十條の十九の三並びに附則第十八項及び第十九項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た率とする」を「を免除する」に改め、同項各号を削る。

第三条の見出し中「税率の軽減」を「課税免除」に改め、同条第一項中「公示日から平成三十年三月三十一日まで」を「知事は、公示日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、「認定事業者」の下に「(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を加え、「(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)」を削り、「ついで」を「ついで」に、「限る」を「限る。次項において同じ」に、「の税率は、県税条例第二十條の二十五及び附則第十七項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする」を「を免除する」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「県税条例」を「徳島県税条例」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七條の二第三項の規定に基づき、知事から特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規

定する認定事業者（同条第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの間に、当該特定業務施設整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の二十五及び附則第十七項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の規定は、平成三十年六月一日以後に新設され、又は増設された同条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

（徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 徳島県税条例の一部を改正する条例（平成二十八年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 徳島県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

附則第十一項中地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例第二条第一項の改正規定を削る。

附則第十一項のうち地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例第三条第一項の改正規定中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改める。

提案理由

地域再生法の一部が改正されたことに鑑み、東京都の特別区の存する区域から地方活力向上地域内に移転して特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除について必要な事項を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例の一部改正について

徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年九月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例の一部を改正する条例

徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例（昭和四十八年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の一に該当する」を「に掲げる給付金のいずれかの支給を受ける」に、「当該各号に掲げる」を「当該」に改め、同条第一号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に、「第十三条第五号の給付金の支給の対象となっている事業主」を「第十八条第五号に掲げる給付金」に改め、同条第二号中「雇用対策法施行令」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令」に、「の給付金の支給の対象となっている事業主」を「に掲げる給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

雇用対策法及び雇用対策法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年九月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十九の項中「第四十三条第二項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表の四十九の二の項とし、同表の四十八の二の項の次に次のように加える。

四十九 建築基準法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	二万七千円
---	-------

別表第一の七十三の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

七十三の二 建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	十六万円
---	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築物の敷地の接道規制に関する特例の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成30年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	湛水防除事業	46,300,000	6,945,000	1.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	基幹農道整備事業	50,000,000	4,300,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	179,000,000	40,275,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	12,000,000	720,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	80,000,000	6,000,000	1.5/10以内	
		小 計	321,000,000	51,295,000	—	
	小松島市	地盤沈下対策事業	6,000,000	360,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	10,000,000	1,500,000	1.5/10以内	
		小 計	16,000,000	1,860,000	—	
	阿南市	中山間地域農村活性化総合整備事業	170,000,000	16,750,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	152,000,000	7,600,000	2.25/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	50,000,000	5,000,000	1/10以内	

		小計	372,000,000	29,350,000	—
吉野川市	基幹農道整備事業	40,000,000	3,440,000	0.86/10以内	
	広域営農団地農道整備事業	65,000,000	6,500,000	1/10以内	
	小計	105,000,000	9,940,000	—	
阿波市	県営農道整備事業	10,000,000	2,500,000	2.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	16,000,000	3,200,000	2/10以内	
	小計	26,000,000	5,700,000	—	
美馬市	広域営農団地農道整備事業	5,000,000	500,000	1/10以内	
	経営体育成基盤整備事業	50,000,000	5,000,000	1.75/10以内	
	老朽ため池等整備事業	18,000,000	3,600,000	2/10以内	
	小計	73,000,000	9,100,000	—	
三好市	広域営農団地農道整備事業	67,500,000	6,750,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	100,000,000	12,050,000	1.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	201,000,000	40,200,000	2/10以内	
	小計	368,500,000	59,000,000	—	
勝浦町	基幹農道整備事業	80,000,000	6,880,000	0.86/10以内	
	広域営農団地農道整備事業	85,000,000	8,500,000	1/10以内	
	小計	165,000,000	15,380,000	—	
上勝町	広域営農団地農道整備事業	85,000,000	8,500,000	1/10以内	

	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	470,000,000	47,000,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	3,900,000	1.5/10以内
		小 計	500,000,000	50,900,000	—
	海 陽 町	老朽ため池等整備事業	2,000,000	60,000	0.3/10以内
	松 茂 町	地盤沈下対策事業	109,000,000	6,540,000	0.6/10以内
	藍 住 町	地盤沈下対策事業	19,500,000	1,170,000	0.6/10以内
	板 野 町	国営付帯県営農地防災事業	7,000,000	525,000	1.5/10以内
	上 板 町	県営かんがい排水事業	80,000,000	20,000,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	10,000,000	2,500,000	2.5/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	93,000,000	6,975,000	1.5/10以内
		小 計	183,000,000	29,475,000	—
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	130,000,000	13,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	67,500,000	6,750,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	70,000,000	10,500,000	1.5/10以内
小 計		137,500,000	17,250,000	—	

提案理由

平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 8 号

平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成30年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	16,000,000 ^円	2,240,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独漁港漁場整備事業	21,360,000	4,272,000	20	
		小 計	37,360,000	6,512,000	—	
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	12,500,000	1,750,000	14	
		小 計	135,000,000	13,700,000	—	
	牟岐町	広域漁港整備事業	130,000,000	13,000,000	10	
		漁港環境整備事業	5,000,000	700,000	14	
		小 計	138,710,000	19,942,000	—	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	130,000,000	18,200,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	8,710,000	1,742,000	20	
小 計	138,710,000	19,942,000	—			

	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	70,000,000	9,800,000	14	
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	2,500,000	350,000	14	

提案理由

平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 9 号

平成30年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成30年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	240,000,000 ^円	25,680,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	120,000,000	12,840,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	200,000,000	21,400,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	120,000,000	12,840,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	80,000,000	8,560,000	10.7	

提案理由

平成30年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

平成30年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成30年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	29,750,000 ^円	4,462,500 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	2,550,000	382,500	15	
	小松島市	道路局部改良事業	25,500,000	3,825,000	15	
	阿南市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	45,050,000	6,757,500	15	
			850,000	85,000	10	
		小 計	45,900,000	6,842,500	—	
	吉野川市	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	34,850,000	5,227,500	15	
850,000			85,000	10		
	小 計	35,700,000	5,312,500	—		

		美馬市	道路局部改良事業	34,000,000	5,100,000	15
			交通安全対策事業	850,000	85,000	10
			小計	34,850,000	5,185,000	—
		三好市	道路局部改良事業	55,250,000	8,287,500	15
		勝浦町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15
		上勝町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15
		佐那河内村	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15
		石井町	道路局部改良事業	5,100,000	765,000	15
		神山町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15
		那賀町	道路局部改良事業	34,000,000	5,100,000	15
		美波町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15
		海陽町	道路局部改良事業	21,250,000	3,187,500	15
		松茂町	道路局部改良事業	5,100,000	765,000	15
		藍住町	道路局部改良事業	3,400,000	510,000	15
			交通安全対策事業	850,000	85,000	10
			小計	4,250,000	595,000	—
		板野町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15
上板町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15		

	つるぎ町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	

提案理由

平成30年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

平成30年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

平成30年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	800,000,000 ^円	80,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができ る。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	550,000,000	55,000,000	1/10	
	小 計	1,358,500,000	135,850,000	—		
	石井町	緊急地方道路整備事業	120,000,000	12,000,000	1/10	

提案理由

平成30年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

平成30年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成30年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	阿波市	県単独砂防事業	2,550,000 ^円	637,500 ^円	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	95,000,000	9,500,000	$5/100 \cdot 1/10 \cdot 2/10$	
		県単独砂防事業	6,375,000	1,593,750		
		小 計	101,375,000	11,093,750	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	4,000,000	$5/100 \cdot 1/10$	
		県単独砂防事業	7,225,000	1,806,250		
		小 計	57,225,000	5,806,250	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	60,000,000	6,000,000	1/10	
神山町	県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100		
那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	5,000,000	250,000	5/100		

		県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100
		小 計	8,400,000	1,100,000	—
牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	県単独砂防事業	45,000,000	2,250,000	5/100
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
	小 計	57,750,000	2,887,500	—	
美波町	急傾斜地崩壊対策事業	県単独砂防事業	5,000,000	250,000	5/100
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
	小 計	17,750,000	887,500	—	
海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	県単独砂防事業	60,000,000	3,750,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
	小 計	72,750,000	4,387,500	—	
つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	80,000,000	6,000,000	5/100・1/10	
東みよし町	県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100	

提案理由

平成30年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

平成30年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成30年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	90,000,000 ^円	13,500,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	10,500,000	1,575,000	15	
		小 計	100,500,000	15,075,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	50,500,000	7,575,000	15	

提案理由

平成30年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

広域農道工事新築橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	広域農道工事
2	路 線 名 等	阿南丹生谷2期 地区
3	工 事 箇 所	那賀郡那賀町築ノ上
4	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成33年1月31日まで
5	契 約 金 額	986,040,000円
6	契 約 の 方 法	一般競争入札
7	契 約 の 相 手 方	宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス 広域農道工事共同企業体
	代表構成員	東京都中央区日本橋富沢町9番19号 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 青 田 重 利 代理人 大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番2号 宮地エンジニアリング株式会社関西支社 関 西 支 社 長 塚 本 啓 一
	構 成 員	小松島市金磯町8番90号 株式会社 アルス製作所 代表取締役社長 坂 本 孝

構 成 員 阿南市津乃峰町新浜72番地の15
ノヴィルパブリックワークス株式会社
代 表 取 締 役 久 岡 征 司

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	街路工事
2	路	線	名	徳島東環状線
3	工	事	箇所	徳島市安宅2丁目 末広住吉高架橋
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から契約締結日の翌日を起算日とする489日後の日まで
5	契	約	金額	578,664,000円
6	契	約	の方法	一般競争入札
7	契	約	の相手方	川田建設・姫野組 街路工事共同企業体
			代表構成員	東京都北区滝野川6丁目3番1号 川田建設株式会社 代表取締役社長 川 田 琢 哉 代理人 徳島市昭和町5丁目5 川田建設株式会社徳島営業所 所 長 井 内 匠 構 成 員 徳島市佐古八番町5番7号 株式会社 姫野組 代表取締役社長 松 本 哲

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県警察駐在所整備等 P F I 事業の特定事業契約について

次のとおり特定事業契約を締結する。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | | |
|---|---|---|---|--|
| 1 | 事 | 業 | 名 | 徳島県警察駐在所整備等 P F I 事業 |
| 2 | 事 | 業 | 場 | 所 徳島市不動本町 2 丁目 181 番地の 4 ほか |
| 3 | 事 | 業 | 期 | 間 徳島県議会の議決のあった日から平成 61 年 3 月 31 日まで |
| 4 | 契 | 約 | 金 | 額 (1) 建替え整備業務に関する対価
642,950,000円
(2) 維持管理業務に関する対価
237,020,000円に物価変動による増減額等を加算した額 |
| 5 | 契 | 約 | の | 方 法 一般競争入札 |
| 6 | 契 | 約 | の | 相 手 方 代表企業 広島県広島市中区小町 1 番 25 号
積和不動産中国株式会社
代表取締役社長 大 谷 修
構成企業 香川県高松市室新町 1019 番地 10
積水ハウス株式会社東四国支店
支 店 長 大 村 泰 志 |

提案理由

特定事業契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

教育用パソコンの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	物	件	名	平成30年度整備教育用パソコン
2	納		期	徳島県議会の議決のあった日から平成31年3月14日まで
3	契	約	金 額	61,560,000円
4	契	約	の 方 法	一般競争入札
5	契	約	の 相 手 方	徳島市東吉野町1丁目10番地の1 四国通建株式会社徳島支店 支 店 長 谷 藤 隆

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

調停の申立てについて

損害賠償請求に関し、次のとおり調停を申し立てる。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償請求

相 手 方	申 立 て の 趣 旨
	(1) 相手方 _____ は、申立人（徳島県）に対し、金83,043円及びこれに対する平成27年11月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
	(2) 申立人と相手方 _____ との間においては、本件交通事故に関し、何らの債権債務を有しないことを確認する。 (3) 調停費用は、相手方らの負担とする。 との調停を求める。

提案理由

調停の申立てについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成29年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

平成29年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成29年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成29年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

平成29年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成29年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成29年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成29年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成29年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 22 号

平成29年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成29年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成29年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成29年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成29年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 23 号

平成29年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成29年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，平成29年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 13 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成29年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成29年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 24 号

平成29年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成29年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成29年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 13 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成29年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成29年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県病院事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県病院事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支 払 務 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支払務義務発生の差	左 の 財 源 内 訳				
					企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金		企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金		企業債	負担金	補助金	損益勘定留保金	
1	資本的支出	1	建設費 海病改事 部院築業	26	円 353,000,000	円 122,000,000	円 121,000,000	円 110,000,000	円 -	円 352,995,504	円 121,000,000	円 121,348,823	円 110,000,000	円 646,681	円 4,496	円 1,000,000	円 △348,823	円 0	円 △646,681
				27	円 2,565,000,000	円 1,514,000,000	円 110,000	円 1,050,779,000	円 111,000	円 2,539,564,000	円 1,513,000,000	円 130,533	円 1,025,343,000	円 1,090,467	円 25,436,000	円 1,000,000	円 △20,533	円 25,436,000	円 △979,467
				28	円 3,132,000,000	円 3,095,000,000	円 432,000	円 36,135,000	円 433,000	円 2,948,541,480	円 2,912,000,000	円 193,893	円 36,135,000	円 212,587	円 183,458,520	円 183,000,000	円 238,107	円 0	円 220,413
				計	円 6,050,000,000	円 4,731,000,000	円 121,542,000	円 1,196,914,000	円 544,000	円 5,841,100,984	円 4,546,000,000	円 121,673,249	円 1,171,478,000	円 1,949,735	円 208,899,016	円 185,000,000	円 △131,249	円 25,436,000	円 △1,405,735

報告第2号

徳島県電気事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 支 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳	
					営 業 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金		営 業 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金		営 業 収 益	損 益 勘 定 留 保 資 金
1 事業費用	1 営業費用	坂州発電規模 所大規事 改良業	26	円 73,551,000	円 73,551,000	円 583,247	円 583,247	円 72,967,753	円 72,967,753	円 72,967,753	円 72,967,753	
			27	73,551,000	73,551,000	73,551,000	73,551,000	0	0	0	0	
			28									
			計	147,102,000	147,102,000	74,134,247	74,134,247	72,967,753	72,967,753	72,967,753	72,967,753	
		水集中監視御ム 集制システ 取替事業	26									
			27	406,000	406,000	347,745	347,745	58,255	58,255	58,255	58,255	

			28	125,000	125,000		106,744	106,744		18,256	18,256	
			計	531,000	531,000		454,489	454,489		76,511	76,511	
1 資本の支出	1 建設費	坂州電 所大規 改良事 業	26	206,770,000		206,770,000	170,958,542		170,958,542	35,811,458		35,811,458
			27	413,539,000		413,539,000	390,510,436		390,510,436	23,028,564		23,028,564
			28	565,197,000		565,197,000	565,197,000		565,197,000	0		0
			計	1,185,506,000		1,185,506,000	1,126,665,978		1,126,665,978	58,840,022		58,840,022
		坂州橋 架替事 業	26	70,735,000		70,735,000	70,734,626		70,734,626	374		374
			27	190,659,000		190,659,000	140,547,687		140,547,687	50,111,313		50,111,313
			28	13,760,000		13,760,000				13,760,000		13,760,000
			計	275,154,000		275,154,000	211,282,313		211,282,313	63,871,687		63,871,687
		水集中 監視取 替事業	26	82,953,000		82,953,000	82,953,000		82,953,000	0		0
			27	282,580,000		282,580,000	241,912,937		241,912,937	40,667,063		40,667,063
			28	67,547,000		67,547,000	64,064,540		64,064,540	3,482,460		3,482,460
			計	433,080,000		433,080,000	388,930,477		388,930,477	44,149,523		44,149,523

報告第3号

平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	12.8	181.8
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第4号

平成29年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— [%]
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第5号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 53,179	平成30年4月12日	徳島市地内	平成30年8月23日
小松島市在住 1名	285,072	平成30年4月20日	小松島市地内	平成30年8月23日
徳島市在住 1名	50,000	平成30年6月5日	徳島市地内	平成30年8月23日
小松島市在住 1名	14,396	平成30年6月29日	徳島市地内	平成30年8月23日

報告第6号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好市所在 1法人	円 116,000	平成30年1月10日	三好市地内 (県道腕山宮石線)	平成30年8月8日
香川県高松市在住 1名	24,000	平成30年3月18日	美馬市地内 (国道193号)	平成30年8月8日
徳島市在住 1名	9,000	平成30年3月20日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成30年8月8日
徳島市在住 1名	14,000	平成30年3月21日	板野郡藍住町地内 (県道徳島北灘線)	平成30年8月8日
徳島市在住 1名	172,000	平成30年3月22日	名西郡石井町地内 (県道平島国府線)	平成30年8月8日
那賀郡那賀町所在 1法人	96,000	平成30年4月6日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成30年8月8日
那賀郡那賀町在住 1名	121,000	平成30年4月11日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成30年8月8日

高知県長岡郡大豊町在住 1名	242,000	平成30年5月4日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成30年8月8日
那賀郡那賀町在住 1名	11,000	平成30年5月8日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成30年8月8日
徳島市在住 1名	15,000	平成30年5月17日	徳島市地内 (県道宮倉徳島線)	平成30年8月8日

報告第7号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成29年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

平成30年9月13日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

